

令和5年第11回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年11月6日 開会

令和5年11月6日 閉会

令和5年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月6日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (4) 農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
 - 日程第2 議事録署名人の指名について
 - 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - 日程第6 議案第3号 令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
 - 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - 日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和5年11月6日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

- ◎開 会
- 議長** これから令和5年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。欠席委員は、議席番号14番藤田委員、議席番号16番小川委員です。お諮りいたします。
- 日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議長** 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号10番高宮委員及び議席番号11番中山委員を指名いたします。
-

◎報 告

(事務局報告)

◎議案第1号

- 議長** 議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法3条の規定による許可申請についてを議題とします。概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
第1号議案の申請番号1について説明させていただきます。
売買による所有権移転です。譲受人は、規模拡大のためネギを栽培する計画だそうです。譲渡人は、規模を縮小したいとのことでした。
先日、現地も確認してきましたが、何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番小山です。
ただいま布施推進委員から説明がありましたとおり、何ら問題はありません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了します。
採決いたします。議案第1号、申請番号1を許可することに御異議のない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2及び3は近接する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号2及び3を一括審議としてよろしい
でしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。
申請番号2及び3は一括審議といたします。
説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村です。申請番号2と3について、御説明
させていただきます。
本件は、売買による所有権移転でございます。
譲渡人は、高齢であり、土地の管理ができないためということ
がありました。
譲受人は、経営規模拡大のため農地を取得したいということであ
りましたので、今回の申請に至りました。
現地を、今日の午前中、見させていただきましたが、とても管理
が届いておりました。そういったことで、地元としても問題ない
と思いますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。
以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求め
ます。

廣口委員

議席番号5番の廣口です。ただいま、戸村推進委員のほうから説
明がありましたとおりでありまして、私も昨日現地確認をしました
が、何ら問題はございませんでした。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく御審議のほどお願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号2及び3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4及び5は、議席番号3番雲地委員の申請案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。よって、同委員の退室を求めます。

(雲地委員 退室)

議長

申請番号4及び5は、関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号4及び5を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議なしと認めます。

申請番号4及び5は一括審議といたします。

説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

申請番号4について説明いたします。

これは贈与による所有権の移転です。譲受人は隣地を耕作しており、一体として利用し、経営面積の拡大を図るためです。

譲渡人は、相続で取得した土地で、50㎡という小さい畑で利用しづらく、処分し、経営面積を縮小したいとのことです。

続いて申請番号5について説明します。

こちらは所有権の移転、売買です。譲受人は4番と同じであり、売買する理由も同じで自分の耕作地と隣接していることから、一体として利用し、規模拡大のためです。

譲渡人は遠方に住んでおり、また、高齢のため、処分したいとのことです。

申請番号4、5ともに畑はきれいにされており、問題はないと思います。

説明は以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号4及び5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
雲地委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(雲地委員 入室)

議長 申請番号6の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号6について御説明いたします。
これは賃貸借権の設定です。
賃借人は今年1月に当委員会の許可を受け、新規就農として、今現在、成東地区でもう既に耕作を始めているとのこと。今後、山武地区でも面積を増やし、会社の増進を図るためです。
賃借人は、この畑で露地野菜の多品目栽培を行う予定です。
説明は以上です。

- 議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に求めます。
- 小川委員 議席番号4番小川でございます。
ただいま、佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号7の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。
- 堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。
本件は、農地についての賃貸借権の設定でございます。賃貸人に関しましては、自らは耕作しておらず、ほかの農地も所有しておりますけれども、全て貸しているという現状でございます。
賃借人に関しましては、過去にもこういった形で借入れをしているということを伺っております。
そんな中で、現地を、見てまいりましたが、周りは牧草地が多く、その中でも大型の機械で耕し、きれいに管理されておりました。
地域としては、全く問題ないと感じます。
以上でございます。
- 議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番雲地です。よろしく申し上げます。

1号の申請番号7について説明します。

今、推進委員の堀越さんのほうから説明があったとおりでありまして、この株式会社のほうも、先ほどの佐瀬さんの話だと、成東地区ではもう既に耕作しているということで、耕作していれば、この先もっと頑張ってもらえるんじゃないかということで、よろしいのではないかということです。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号8及び9は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号8及び9を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号8及び9は一括審議といたします。

説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

申請番号8、9の譲渡人においては、高齢であり、後継者もいなく、体調を考慮してとのことでした。

譲受人に関して、番号8は、富里で大きく農家をやっており、もともと一部借りていたところを含めて購入ということになります。

また、申請番号9の譲受人に関しては、山林、畑の進入路確保の

目的もあり購入したということです。
地元としては何も問題ありません。
以上です。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番高野です。
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議をお願いしたいと思います。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号8及び9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号10は、議席番号8番増田委員に関する案件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。よって、同委員の退室を求めます。

(増田委員 退室)

議長 申請番号10の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
申請番号10番について説明させていただきます。
こちらは売買による所有権の移転です。
譲渡人ですが、高齢のため管理がだんだんと難しくなってきたため、経営規模を縮小したいということで、一方、譲受人のほうは、

現在、自身が耕作している農地の隣接地であり、利便性がよいという
ことで話がまとまり、今回の申請となったそうです。

先日現地のほうも確認してまいりましたが、きれいに管理されて
おり、地区といたしましても、何ら問題はないと思われまので、
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番中山委員に求めま
す。

中山委員 議席番号 11 番の中山でございます。
ただいま、推進委員の方から説明のあったとおりでございます。
権利者においては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第 1 号、申請番号 10 を許可することに御異
議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
増田委員に関する議事が終了しましたので、同委員の入室を認め
ます。

(増田委員 入室)

◎議案第 2 号

議長 日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関
する意見についてを議題といたします。
申請番号 1 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員、堀越です。
今日、現地を確認してまいりました。
周りは住宅及び荒廃地といえますか、荒れた田んぼ、その間には水路が入ったりしていまして、特に周囲に支障を来すことはないと思われまます。
転用に関して何ら問題ないと思われまます。
以上でございます。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員 議席番号1番の井野です。
本件は、第1種農地への専用住宅及び車庫の建設となります。原則としては不許可になる案件であります。住宅が周辺の集落に接続し、建設する場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。
よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めまます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第3号を原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1及び2の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。説明させていただきます。
番号1、更新です。花き・花木、パンジー、ペチュニア、バーベナ、ニチニチソウなどを、市場、業務用を半分ぐらいで出荷しているそうです。
また、温室の老朽化が進んでおり、そちらのほうもこれから随時更新していきたいということです。
番号2、こちらは新規です。有機栽培を行っております。ショウガ、里芋等は業者に売って、ほかのナス、ピーマン、落花生等はインターネットを駆使してそちらで販売を行っていくということです。
以上です。

議長 番号3の説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員 地区担当推進委員の戸村です。

3番については更新でございます。現在、ネギとカボチャ、水稻ということで、面積は変わらず、内容については、親と2人で営んでいると。堆肥などを用いて、作物に有益な環境をつくっていきたいということで、これからの活躍も期待したいと思います。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
状況の説明を隣接地区推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 隣接地区担当の小川です。

この案件は、令和5年の9月に一度単独で申請して、認可が下りております。この案件は変更です。山武市に転入し、夫婦共同でブルーベリーの栽培をしたいということですので、地元としては何ら

問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 状況の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第6号について、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を出すことに決定いたしました。
以上で、本日予定していた議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等ありましたら、ございませんか。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。